

野球場利用案内

野球場のご利用にあたって

- 貸切利用登録 … 貸切利用申込をするために、団体(チーム)登録が必要となります。
※詳細は別紙「利用登録案内」をご覧ください。
- 利用申込 … 「公共施設予約システム」からの申込となります。
抽選予約(市内団体のみ)と、随時予約があります。
- 使用料の入金 … 施設の使用料は、「施設予約入金機」またはコンビニでの入金となります。
※詳細は各内容の説明のページをご覧ください。

予約概要

公共施設予約システム

施設の予約は、公共施設予約システムで行います。公共施設予約システムは、市内21か所にある施設予約入金機か、Web(パソコン・携帯電話)から利用できます。



施設予約入金機の設置場所・利用時間

設置場所名	利用時間
郷土の森総合体育館(市立総合体育館)	午前9時～午後9時
地域体育館 朝日・白糸台・押立・栄町・本宿・四谷	
文化センター 中央・白糸台・西府・武蔵台・新町 住吉・是政・紅葉丘・押立・四谷・片町	
生涯学習センター	午前9時～午後10時
男女共同参画センター「フューラル」	
市民活動センター「プラッツ」	

※休庁(館・場)日及び年末年始は利用できません。

Webの予約受付時間 9:00 ~ 24:00

※空き状況の照会・予約内容の確認は24時間可能です。



パソコンのアドレス <https://shisetsu.city.fuchu.tokyo.jp/Web/>

携帯のアドレス <https://shisetsu.city.fuchu.tokyo.jp/mobile/>

対象施設

※市内チームの
利用可能のみ

施設名	面数	所在地	種目	照明
市民球場	1	寿町2-19	硬式・準硬式・軟式	○
府中市民第一野球場 (郷土の森第一野球場)	4	是政6-2365	軟式・ソフト	○
府中市民第二野球場 (郷土の森第二野球場)	4	是政6-27番地先	軟式・ソフト	×
住吉地区野球場	2	住吉町2丁目地内	軟式・ソフト	×
是政地区一般野球場	2	是政4丁目地内	軟式・ソフト	×
是政地区ソフトボール場	2	是政4丁目地内	ソフト	×

貸出単位

朝の9時から終了時間までを、2時間ごとに区切った「コマ」の単位で貸出しています。

9～21時の場合、

9	11	13	15	17	19	21
---	----	----	----	----	----	----

 の12時間6コマ。

季節によっては、

9	11	13	15	16
---	----	----	----	----

 最後が1時間で1コマになることもあります。

※使用時間には、準備及び原状回復の時間を含むものとします。
※各施設の利用時間は、別紙「[開場期間一覧](#)」をご覧ください。

施設使用料

施設名	市内団体		市外団体		
	施設使用料	夜間照明料	施設使用料	夜間照明料	
市民球場	球場(1時間)	3,200円	6,000円	6,400円	12,000円
市民球場	本部席(1日)	2,000円	/	4,000円	/
	記録室(1時間)	200円		400円	
	会議室(9:00~12:00)	250円		500円	
	// (13:00~16:30)	450円		900円	
	// (17:00~21:00)	600円		1,200円	
	// 全日	1,150円		2,300円	
府中市民第一野球場(1時間)	500円	3,600円	1,000円	7,200円	
府中市民第二野球場(1時間)	250円		500円		
住吉地区野球場	無料	/			
是政地区一般野球場					
是政地区ソフトボール場					

※市民球場の場合、入場料の類を徴収する場合は、使用料が異なります。

※市民球場本部室・記録室・会議室の予約は、府中駅北第2庁舎4階施設係または郷土の森総合体育館の窓口で受付ます。

※夜間照明は、利用者の希望により点灯を行います。夜間照明利用時に、入金機で使用料をお支払いください(詳細は4頁を参照してください)。

抽選予約

市内団体のみ申込ができます

- ・2か月先の予約の抽選を行います。

例：4月分の予約→2月1日から7日までに抽選申込を受付

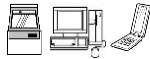
- ・抽選は、毎月右の日程で行われます。

※抽選の結果表示は、9日からになります。

※1月は、年始休みの影響で日程が後ろにずれます。

抽選申込期間	1～7日
機械による自動抽選日	8日
当選申込・入金期間	9～15日

抽選申込(1～7日)



施設予約入金機・Webの

空き照会・予約の申込

から申し込みます。

当選分の申込・辞退と入金(9～15日)



施設予約入金機で手続きする場合

抽選申込の確認・取消/当選の確認 から、当選分の申込や辞退の手続きを行います。
申込の場合は、同時に入金まで行い、手続き完了です。



Webから手続する場合

Step1

抽選申込の確認・取消・当選の確定 から、当選分の申込や辞退の手続きを行います。

Step2

市内各所に設置してある施設予約入金機の入金処理 から、申込分の入金を行って、手続き完了です。

※15日までに入金(無料施設は当選申込)がなかった場合は、当選辞退となり、予約は削除されます。

※住吉地区野球場、是政地区一般野球場及び是政地区ソフトボール場は無料施設のため、入金は必要ありません。ただし、Webからの当選分の申込は必要となります。

※使用料と同額以上の雨天振替残額がある場合、Webから当選分の申込をした時点で、入金済(振替済)となりますので、ご注意ください(詳細は5頁を参照してください)。

※予約取消については、7頁を参照してください。

申込と当選の上限数(1回の抽選毎)



<市民球場ナイター以外>

申込上限数	8コマ	※1コマ、または連続した2コマずつ申込みできます。 ただし、土日祝日は当選上限が1コマのため、1コマずつの申込となります。
当選上限数	5コマ	※土日祝日は1コマのみ。 ※平日の連続利用は2コマまで。

<市民球場ナイター>

申込上限数	3コマ	※市民球場のナイターのみ、別区分で抽選を行います。
当選上限数	1コマ	※ナイターは、18:00～21:00の連続した3時間で1コマです。

随時予約

市内団体・市外団体ともに申込ができます

- ・空きコマの予約申込を行います。
- ・申込受付の開始日が、市内団体と市外団体で異なりますので、ご注意ください。

登録区分	受付開始日	(例) 4月11日に利用したい場合
市内団体	利用日が属する月の2か月前の16日から	2月16日から受付開始
市外団体	利用日が属する月の2か月前の17日から	2月17日から受付開始

※1月は、年始休の影響で日程が後ろにずれます。

予約申込



施設予約入金機で手続する場合 → 利用開始時間前まで受付

空き照会・予約の申込

から、予約と同時に入金を行い、手続き完了です。



Webから手続する場合 → 利用日の10日前(無料施設は3日前)まで受付

Step1

空き照会・予約の申込

から、予約を行います。

Step2

入金処理

から、入金を行い、手続き完了です。



施設予約入金機の

※申込後1週間以内に入金がなかった場合、予約は削除されます。

例：2月16日に申込 → 2月23日までに入金。未入金の場合23日深夜に削除。

※住吉地区野球場、是政地区一般野球場及び是政地区ソフトボール場は無料施設のため、入金は必要ありません。

※使用料と同額以上の雨天振替残額がある場合、Webから予約申込をした時点で、入金済(振替済)となりますので、ご注意ください(詳細は5頁を参照してください)。

※予約取消については、7頁を参照してください。

申込の上限数(1日毎)

申込上限数

5コマ

※土日祝日は1コマのみ。

夜間照明の使用について

事前または当日に使用する時間分だけ、コンビニまたは施設予約入金機にて、照明使用料をお支払いください。

雨天時の施設利用について

市民球場・府中市民第一野球場・府中市民第二野球場は、雨天時に施設を閉鎖する場合があります。雨天の際は開場状況をお問合せください。
ただし、無料施設である住吉地区野球場、是政地区一般野球場及び是政地区ソフトボール場については、雨天時で利用しない場合でも、連絡等の必要はありません。

開場状況の問い合わせ先

○市民球場

市民球場 : 042-368-0008

府中駅北第2庁舎4階施設係 : 042-335-4488

○府中市民第一野球場・第二野球場

郷土の森総合体育館 : 042-363-8111 (休館日: 042-363-0849)

雨天時の使用料について

雨天で使用できなかった施設の使用料は、振替または還付の対象となり、次回予約に充当するか、現金で返還することにより、精算を行います。
雨天の記録は、翌営業日に行います。記録されると、振替対象額に加算され、振替または還付可能となります。

雨天時の使用料の振替について

- 雨天等、天候の影響により利用日に施設が利用できなかった分の使用料を、次回の施設予約時に自動的に充当します。
- 振替の機能は、雨天になった利用日から5年間有効です。

振替対象額の確認



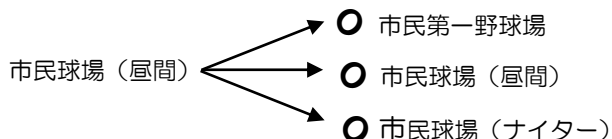
Web 及び施設予約入金機からログイン後、メニュー画面右上の「雨天振替残額」の下に金額が表示されます。

※Web から施設予約をする際、振替が行われると、予約状態が「仮予約」ではなく、「本予約」となります。
予約確定前に雨天振替残額を必ず確認のうえ、お申込みください。

振替のルール

① 球場であれば振替可能です。

② 振替対象額 ≥ 施設使用料の時、WEBでも自動振替を行います。



【例：振替対象額 6,400 円（市民球場分）があった場合】

WEB から市民球場 6,400 円分を予約 → 自動振替 → 施設予約入金機での入金は、必要ありません。

※振替対象額 < 施設使用料の時、施設予約入金機でのみ自動振替を行いますので、ご注意ください。

雨天時の使用料の還付について

- 雨天で利用できなかった施設の使用料及び照明料を、現金で返還することにより、精算を行います。
- 基本は振替（5頁参照）での対応となっていますので、特に還付をご希望の場合のみ、こちらの手続を行う必要があります。

還付可能期間

雨天等、天候の影響により利用できなかった日から5年間

受付窓口

府中駅北第2庁舎4階施設係 または 郷土の森総合体育館（休館日を除く）

※地域体育館では還付手続きはできませんので、ご注意ください。

還付される金額

雨天等で利用できなかった予約の使用料の100%

必要書類

※還付手続きを行う人によって、必要書類が異なります。

I 利用券に明記されている団体代表者本人が還付手続きを行う場合

- ① 対象の予約の施設利用券（控）
- ② 利用券に明記されている団体代表者の印鑑

II 代理の人が還付手続きを行う場合

- ① 対象の予約の施設利用券（控）
- ② 利用券に明記されている団体代表者本人の直筆で押印のある委任状
- ③ 代理として窓口に来る人の印鑑

委任状の書き方について

見本

委 任 状

委任される人（窓口に来る人）の住所

委任される人（窓口に来る人）の氏名

私は、上記の者を代理人と定め、還付金の請求及び領収の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任する人（利用券に明記されている団体の代表者）の住所

委任する人（利用券に明記されている団体の代表者）の氏名 印

※委任状の内容は、全て委任する人（利用券に明記されている団体の代表者）が直筆でお書きください。部分によって、筆跡が異なるものはお受けできませんので、ご注意ください。

※委任する人の氏名（署名）の後には、必ず押印をしてください。

※委任状を作成した年月日も必ず記載してください。なお、委任状は、取消をする予約を申し込んだ日から、取消手続きを行う日の間に作成されたもののみ有効です。

※内容に過不足があった場合は、受付できませんので、ご注意ください。

野球場の予約取消について (1/2)

- ・やむを得ない事情で野球場の利用ができなくなってしまった場合、予約の取消手続きができます。
 - ・予約取消申込の時期によっては、使用料の還付があります。
- ※日時や場所を誤ってしまった予約分の取消の場合でも、同様の取扱となりますのでご注意ください。

受付窓口

府中駅北第2庁舎4階施設係 または 郷土の森総合体育館（休館日を除く）
※地域体育館では予約取消手続きはできませんので、ご注意ください。

必要書類

※予約取消手続きを行う人によって、必要書類が異なります。

I 利用券に明記されている団体代表者本人が予約取消手続きを行う場合

- ① 対象の予約の施設利用券（控）
- ② 府中市体育施設使用取消申込書
- ③ 利用券に明記されている団体代表者の印鑑（使用料の還付がある場合のみ）

II 代理の人が予約取消手続きを行う場合

- ① 対象の予約の施設利用券（控）
- ② 府中市体育施設使用取消申込書
- ③ 利用券に明記されている団体代表者本人の直筆で押印のある委任状
- ④ 代理として窓口に来る人の印鑑（使用料の還付がある場合のみ）

※府中市体育施設使用取消申込書及び委任状の書式は、府中市のホームページからダウンロードができます。

還付率

※取消手続きを行った日によって、返金される額が異なります。

受付日	還付率	(例) 4月11日が利用日の場合
利用日の1か月前まで	100%	3月11日までの受付で、使用料100%還付
利用日の10日前まで	50%	4月1日までの受付で、使用料50%還付
利用日の9日前以降	0%	4月2日以降の受付で、使用料の還付なし

※10日前の数え方（上の例の場合）

4月1日・2日・3日・4日・5日・6日・7日・8日・9日・10日・11日

10日前 → 9 → 8 → 7 → 6 → 5 → 4 → 3 → 2 → 1 → 利用日

利用日当日は含めずに数えてください。

！ご注意ください！

※5・7・10・12月の31日が利用日の場合 ⇒ 1か月前は、前月の30日になります。

※3月29日～3月31日が利用日の場合 ⇒ 1か月前は、2月28日になります。
(閏年のみ、2月29日)

※1月29日～2月3日が利用日の場合 ⇒ 1か月前は、12月28日になります。

※1月8日～1月13日が利用日の場合 ⇒ 10日前は、12月28日になります。

(12月29日～1月3日は、受付窓口が年末年始休みとなるため)

野球場の予約取消について (2/2)

委任状の書き方について

見本

委任状

委任される人(窓口に来る人)の住所

委任される人(窓口に来る人)の氏名

私は、上記の者を代理人と定め、体育施設の予約取消・還付金の請求及び領収の権限を委任します。

令和 年 月 日

委任する人(利用券に明記されている団体の代表者)の住所

委任する人(利用券に明記されている団体の代表者)の氏名 印

※委任状の内容は、全て委任する人(利用券に明記されている団体の代表者)が直筆でお書きください。部分によって、筆跡が異なるものはお受けできませんので、ご注意ください。

※委任する人の氏名(署名)の後には、必ず押印をしてください。

※委任状を作成した年月日も必ず記載してください。なお、委任状は、取消をする予約を申し込んだ日から、取消手続きを行う日の間に作成されたもののみ有効です。

※内容に過不足があった場合は、受付できませんので、ご注意ください。

有効期限

野球場利用登録の有効期限は、令和8年3月31日までとなります。

有効期限が近づきましたら、更新の手続きが必要となりますので、ご承知おきください。

問合せ先

府中市文化スポーツ部スポーツ振興課施設係

府中駅北第2庁舎4階

郷土の森総合体育館(市立総合体育館)

TEL (042) 335-4488

8:30~17:00(休庁日を除く)

TEL (042) 363-8111

9:00~21:00(休館日を除く)